

大学・短期大学、高等専門学校、専門学校の制度の比較と新たな高等教育機関における制度設計の方向性

	大 学	短 期 大 学	高等専門学校	専門学校 (専修学校専門課程)	新たな高等教育機関における制度設計の方向性(案)
目 的	・ 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる	・ 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	・ 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る	・ 深く専門の学芸を教授研究することに加え、卓越・熟達した実務の経験に基づく実践的な知識・技能の教授を併せ行い、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力を育成する ※ 実践的な専門職業人育成のための「教育」に機能の重点を置くが、機関の目的には研究も含む(「実践の理論」を重視した研究を志向)
名 称	・ 大学	・ 上記目的を目的とする大学は、その修業年限を2年又は3年とし、短期大学と称する	・ 高等専門学校	・ 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。	・《学士課程相当の課程を提供する機関》 「専門職業大学」、「専門職大学」など ・《短期大学士相当の課程を提供する機関》 「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など
修業年限	・ 4年 ※医学、歯学、薬学(薬剤師養成)、獣医学を履修する課程は6年	・ 2年又は3年	・ 5年 ※ 商船に関する学科は5年6ヶ月	・ 1年以上	・《学士課程相当の課程を提供する機関》 4年(前期・後期の区分制も可) ・《短期大学士相当の課程を提供する機関》 2年又は3年
学位・称号	【学位の種類】 学士 【学位の表記】 専攻分野の名称を付記	【学位の種類】 短期大学士 【学位の表記】 専攻分野の名称を付記	【称号】 準 学 士	【称号】 専 門 士 ※修業年限2年以上、授業時数1,700時間以上等の要件を満たす課程 高度専門士 ※修業年限4年以上、授業時数3,400時間以上等の要件を満たす課程	【学位の種類】 学士/短期大学士 【学位の表記】 ・ 専攻分野の名称付記に関し、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記、職業実践知に基づく教育を併せ行う専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にする字句を、専攻分野に加えて付記 など
教育課程の編成方針	・ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成 ・ 専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。	・ 高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・ 豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・ 教養・基礎教育及び専門教育を通じ、理論への理解を深め、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成(そのために必要な科目をバランスよく開設) ※ 分野の特性に応じ、卒業単位の概ね3～4割程度以上は実習等(又は演習及び実習等) ※ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、修業年限×150時間程度以上履修 ※ 身に付けた知識、技能等を統合し、真の課題解決力等に結びつける総合的な演習科目を設定 ※ 産業界・地域等と連携して教育課程を編成・実施する体制を整備	
長期履修・科目等履修	【長期履修】 ・ 職業を有している等の事情のある学生に対し、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることができる 【科目等履修】 ・ 当該大学/短期大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者に、単位を与えることができる	【科目等履修】 ・ 当該高等専門学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位の修得を認定することができる。	【科目等履修】 ・ 当該専門学校の生徒以外の者に、一又は複数の授業科目を履修させることができる	・ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れ ※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備等を促進	
修業年限の通算・単位認定	【修業年限の通算】 ・ 科目等履修生の既修得単位により、大学が定める期間を、修業年限に通算することができる。ただし、通算期間の上限は、修業年限の1/2まで。 【他の大学又は短期大学における授業科目の履修等】 ・ 他の大学・短期大学における授業科目の履修、及び大学・短期大学以外の教育施設等における学修について、その成果に対し単位を与えることができる。 ただし、与えることができる単位数は、大学にあっては60単位以内、短期大学にあっては30単位以内(修業年限2年)又は46単位以内(修業年限3年)	【他の高等専門学校における授業科目の履修等】 ・ 他の高等専門学校における授業科目の履修、及び高等専門学校以外の教育施設等における学修について、30単位を超えない範囲で、単位の修得を認定することができる。	【他の専門学校における授業科目の履修等】 ・ 他の専門学校における授業科目の履修、及び専修学校以外の教育施設等における学修を、専門学校における授業科目の履修とみなすことができる。但し、みなすことができる時数は、総授業時数の1/2以内。	・ 短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備 ※ 修業年限の通算・単位認定に関する制度を弾力化	

		大 学	短 期 大 学	高等専門学校	専門学校 (専修学校専門課程)
教 員	教員組織	【組織】 ・ その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする 【職制】 ・ 学長、教授、准教授、助教、助手(ほか、副学長、学部長、講師を置くことができる)	【組織】 ・ 学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く)を置かなければならない。 【職制】 ・ 校長、教授、准教授、助教、助手	【組織】 ・ 分野の区分ごとに置かれる基本組織に、教育上必要な教員組織を備えなければならない 【職制】 ・ 校長、教員	
	教員資格	・ 大学／短期大学／高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、かつ、研究上又は実務上(高等専門学校については、教育上又は実務上)の知識・能力・業績について、各職階ごとの基準を満たす者 《教授の場合》 [大学] 次のいずれかに該当 ① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ② 研究上の業績が①に準ずると認められる者 ③ 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 ④ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者 ⑤ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 ⑥ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	[短大] 次のいずれかに該当 ① [同左] ② [同左] ③ [同左] ④ 大学(短期大学を含む)において… [以下同左] ⑤ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者／実際の技術に秀でていると認められる者 ⑥ 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 ⑦ 特定の分野について、… [以下同左]	[高専] 次のいずれかに該当 ① [同左] ② [同左] ③ 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校において… [以下同左] ④ 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 ⑤ 特定の分野について、… [以下同左] ⑥ ①～⑤に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者	・ その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 ① 専門学校卒業後、関連業務に従事した者であって、当該専門学校の修業年限と業務従事期間とを通算して6年以上となる者 ② 学士の学位を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、関連業務に従事した者 ③ 高等学校において2年以上主幹教諭、指導教諭、教諭の経験のある者 ④ 修士の学位又は専門職学位を有する者 ⑤ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 ⑥ その他①～⑤と同等以上の能力があると認められる者
教 育 条 件	教員数	【専任教員数】 ・ 学部／学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、大学全体の収容定員 / 短期全体大学の入学定員に応じて定める教授等の数を合計した数以上 《収容定員200人のケース》 [大学] 工学関係 20人以上 保健衛生学関係 20人以上 経済学関係 18人以上 [短期大学] 工学関係 10人以上 保健衛生学関係 10人以上 経済学関係 10人以上	【専任教員数】 ・ 学級数に応じて定める一般科目の専任教員数と、学科数に応じて定める専門科目の専任教員の合計以上 《収容定員200人(学年5学級・1学科)のケース》 工学関係 50人以上 ※一般科目22人以上、 専門科目28人以上	【教員数・専任教員数】 ・ 教員数は、学科の属する分野及びその生徒総定員に応じて定める数以上 ・ 専任教員数は、必要教員数の半数以上(ただし、3人を下回らない) 《収容定員200人のケース》 工業分野 専任3人以上 医療分野 専任3人以上 商業実務分野 専任3人以上 ※非専任含め6人以上	
		《最低規模基準》 [大学] 収容定員200人規模 [短期大学] 入学定員50人規模	《最低規模基準》 学年1学級(全校5学級) ※1学級は40名を標準	《最低規模基準》 生徒総定員80人規模	
		《教授の割合》 [大学] 必要専任教員数の原則半数以上 [短期大学] 必要専任教員数の3割以上			

新たな高等教育機関における制度設計の方向性(案)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け <ul style="list-style-type: none"> ※ 分野の特性に応じ、専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員 ※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員 ・ 大学・短期大学と同様、教授、准教授等の職制を設ける 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教授等の資格基準(各職階ごとに求める能力の水準)については、実務家教員、研究者教員のいずれについても、大学・短期大学における教授等の基準と同等の水準を確保することを基本 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定 <p style="text-align: center;">※ 小規模の専攻等に対する基準も整備</p>	

	大 学	短 期 大 学	高等専門学校	専門学校 (専修学校専門課程)
教育条件	授業を受ける学生数	・ 授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数		・ 1学級の学生の数は、40人を標準
	校地・校舎	【校地面積】 ・ 収容定員上の学生1人当たり10㎡以上	【校地面積】 ・ 学生定員上の学生1人当たり10㎡以上	【校地面積】 ・ 校舎等の保有に必要な面積以上
		【校舎面積】 ・ 学部等の種類及び規模に応じ、各学部等ごとの必要面積(基準面積及び加算面積)を合計した面積以上 《収容定員200人のケース》 [大学] [短期大学] 工学関係 5,289㎡以上 工学関係 2,500㎡以上 保健衛生学関係 4,628㎡以上 保健衛生学関係 2,200㎡以上 経済学関係 2,644㎡以上 経済学関係 1,900㎡以上	【校舎面積】 ・ 学級数に応じて定める基準面積及び学科の種類及び学級数に応じて定める加算面積の合計以上 《収容定員200人のケース》 工学関係 3,306㎡以上	【校舎面積】 ・ 学科の属する分野及びその生徒総定員に応じて定める面積以上 《収容定員200人のケース》 工業分野 740㎡ 医療分野 740㎡ 商業実務分野 600㎡
		《最低規模基準》 [大学] [短期大学] 収容定員200人規模 入学定員50人規模	《最低規模基準》 学年1学級(全校5学級) ※1学級は40名を標準	《最低規模基準》 生徒総定員40人規模
運動場・体育館	【運動場】 ・ 原則、校舎と同一敷地又は隣接地に、やむを得ない場合は、適当な位置に設ける。 ・ やむを得ない事由により所要の土地取得が困難な場合で、原則、体育館等を備えること(やむを得ない特別の事情があるときは、他の者の運動施設を利用すること)により、同等以上の効用が得られ、かつ、教育上支障がないと認められるときに限り、運動場を設けないことができる 【体育館】 原則として備える	【運動場】 ・ 原則、校舎と同一敷地又は隣接地に、やむを得ない場合は、適当な位置に設ける。 【体育館】 なるべく備える	【運動場】 ・ 目的に応じ、備える 【体育館】 ・ 規定なし(目的に応じ、備える)	
その他の施設設備等	【施設設備】 ・ 少なくとも学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験室、実習室等)、図書館(閲覧室・レファレンスルーム、整理室、書庫等)、医務室/保健室などの専用の施設を備えた校舎を有するものとする(ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないときは、この限りでない) ・ 情報処理施設、語学学習施設、スポーツ施設、講堂、厚生補導施設などを、なるべく備える 【図書等の資料】 ・ 学部/学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備える	【施設設備】 ・ 少なくとも校長室、会議室、事務室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等)、研究室、図書館(閲覧室・レファレンスルーム、整理室、書庫等)、保健室、学生控室などの専用の施設を備えた校舎を有するものとする(ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないときは、この限りでない) ・ 講堂、厚生補導施設などを、なるべく備える	【施設設備】 ・ 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。 ・ 校舎には、図書室、保健室、教員研究室等を、なるべく備える	
入学者の受入れ	・ 当該大学、学部、学科・課程ごとに、その教育上の目的を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、(卒業の認定に関する方針、教育課程の編成・実施方針とともに)定め、公表する [改正学校教育法施行規則(平成29年4月施行)] ※高等専門学校にも準用			

新たな高等教育機関における制度設計の方向性(案)
・ 原則として40人以下 ※ 教育上必要があり、十分な教育効果をあげることができる場合以外は、40人以下を義務付けない
・ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定 ※ 校地面積については、新たな機関の教育活動の特性を踏まえるとともに、社会人への教育を主要な機能に位置付けた機関として、多忙な社会人学生の通学・利用の利便性等を考慮した立地・施設確保等の観点にも留意し、弾力的な対応が可能な基準を設定 ※ 小規模の専攻等に対する基準も整備
・ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定 ※ 運動場・体育館については、新たな機関の教育活動の特性を踏まえるとともに、社会人への教育を主要な機能に位置付けた機関として、多忙な社会人学生の通学・利用の利便性等を考慮した立地・施設確保等の観点にも留意し、弾力的な対応が可能な基準を設定
・ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定
・ 高等学校(専門学科・普通科)卒業後の学生、社会人学生、他の高等教育機関からの編入学生など、学生像の類型に応じたアドミッションポリシーを明確化 ※ 多様な学生を積極的に受け入れることを努力義務化 ※ 入学者選抜では、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価

		大 学	短 期 大 学	高等専門学校	専門学校 (専修学校専門課程)
質 保 障	設置認可	・ 文部科学大臣認可 (公私立の場合)			・ 都道府県知事認可 (私立の場合)
	情報公開	【情報公開】 ・ 教育情報の公表、財務関係書類等の公開、自己点検評価結果及び認証評価結果の公表			【情報公開】 ・ 学校運営状況に関する情報の 公開、学校評価(自己評価・学校 関係者評価)の結果公表
	評価	【評価】 ・ 自己点検・評価[義務]、 認証評価(機関別評価)[義務] ※ 専門職大学院については、認証評価において、分野別評価を義務付け			【評価】 ・ 学校評価(自己評価[義務]、学 校関係者評価[努力義務])

新たな高等教育機関における制度設計の方向性(案)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学大臣認可(公私立の場合) <ul style="list-style-type: none"> ※ 大学設置・学校法人審議会に新たな審査会を設けて審査を実施(審査における産業界との連携体制を確保) ※ 設置構想全体が社会的ニーズ等を反映し、学生確保・人材需要の見通し等の面からも、十分現実性が認められるものである事を確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究活動等の状況に関しては、現行の大学・短期大学が実施しているものと同様、又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ※ できる限り客観的な指標を採り入れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学と同様、自己点検・評価、認証評価を義務付け。認証評価に関しては、分野別質保証の観点 を採り入れ、効果的な評価を導入 <ul style="list-style-type: none"> ※ 分野別質保証の観点からの評価を採り入れ。新たな機関のみを設置する場合、機関別評価 と分野別評価を一体的に行うことや、新たな機関を併設する場合、機関別評価は大学全体とし て行い、新たな機関は分野別評価を中心に行うこと等により、効率化 ※ できる限り客観的な指標を採り入れ